

### 第3章 八王子の環境の現状と取り組み

#### 第1節 水環境の保全 清らかな流れを求めて

##### 1. 水環境の現状

私たちの住む八王子は高尾山や陣馬山などの山々を源流とした数多くの一級河川と湧水を有する潤いのある豊かな環境をもつまちです。また、これらの河川や湧水は人々が自然と身近にふれあえる場としても貴重な財産です。

しかし、昭和40年代からの都市化による市街地の拡大などにより、雨水の地下浸透機能が低下し、湧水の枯渇や生活排水等による河川の汚濁、水辺空間の減少など、健全な水循環機能が低下しつつあります。

そこで、市では八王子市生活排水対策推進計画を立て、「豊かな清流を再び市民の手に取り戻す」ことをめざし、河川の水質改善や水量を増やすために、下水道の整備、排水マナーの啓発、雨水地下浸透などの取り組みを進めてきました。

17年度の河川のBOD<sup>注1</sup>（生物化学的酸素要求量）では測定地点9地点のうち5地点が環境基準<sup>注2</sup>を達成しました。また、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については全ての地点で環境基準を達成しました。

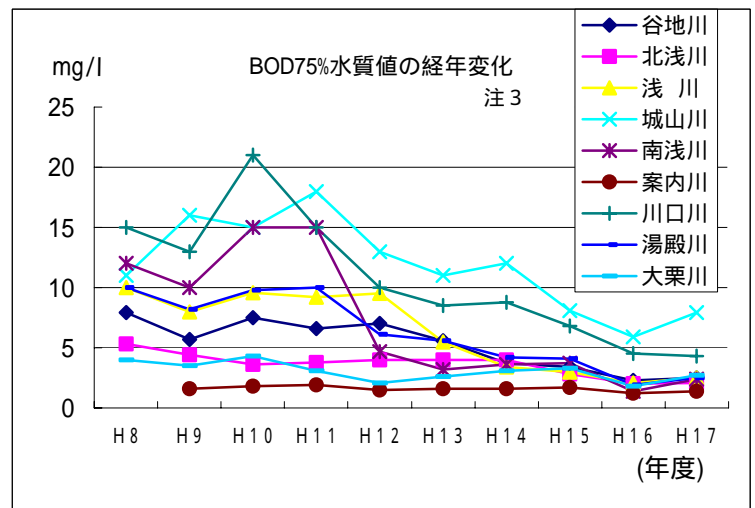
これからも雨水浸透による地下水の涵養、健全な水循環の回復、やすらぎや貴重な自然体験ができる水辺環境の保全に力をおいた取り組みを進めていきます。

市内河川の水質（BOD年度平均値）  
（単位：mg/l）

河川名	測定地点	BOD値	基準達成
谷地川	下田橋下	2.2 (2.5)	
北浅川	中央道北浅川橋	1.8 (2.1)	×
浅川	長沼橋下	2.1 (2.5)	
城山川	五反田橋	5.4 (7.9)	×
南浅川	横川橋	1.5 (2.4)	
案内川	御室橋	1.3 (1.4)	
川口川	川口川橋	3.4 (4.3)	
湯殿川	春日橋	2.0 (2.5)	×
大栗川	東中野橋	2.1 (2.7)	

( )は75%水質値

○:基準達成、×:基準未達成



注1 BOD : 有機物による河川の汚染度を示すもので、数字が大きいほど汚れが著しい。

注2 環境基準：人の健康を保持し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

注3 BOD75%水質値：n個の日間平均値を数値の小さいものから並べたとき  $0.75 \times n$  番目にくる数値で、BODの環境基準の達成状況は75%水質値で見る。

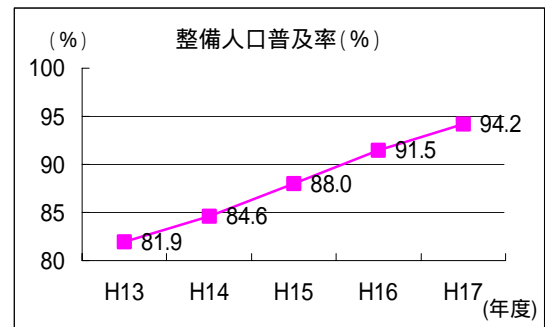
## 2.水環境の取り組み

### (1)水質改善

川の汚れは、主に家庭からの生活排水の流入によるもので、全汚濁の約7割を占めています。市は河川の水質を良好にするために、下水道の整備や生活排水対策についての啓発などに取り組むとともに、工場・事業場の排水についての指導も行っています。

#### ア.下水道の整備

17年度の下水道整備人口普及率は94.2%(公共下水道整備区域8,738.5ha)となりました。18年度は98.3%の普及率を目標とし、19年度の100%整備に向けて積極的に推進しています。また、下水道が供用された地域では、供用開始のPR及び戸別訪問による接続促進活動を行い、17年度は87.8%の水洗化率となりました。公共下水道整備地区以外の市街化調整区域では17年度は戸別訪問や広報等でPRをした結果、合併浄化槽を57基設置しました。これからも全戸設置をめざし、推進していきます。



雨水・汚水をとともに処理する合流式下水道が設置されている北野処理区の一部(354ha)は合流式下水道改善計画を16年度に策定し、17~21年度で<sup>きょうさつぶつ</sup>夾雑物(ごみ)流出対策として施設改善を行い、河川水質の保全に努めます。17年度に行った施設改善は元横山町にある吐室に<sup>きょうさつぶつ</sup>夾雑物(ごみ)除去装置を設置しました。

#### イ.啓発活動の取り組み

市は、「八王子市生活排水対策推進計画」に基づいた市民組織として「八王子市に清流を取り戻す市民の会」を設置しています。

17年度は川町町会(約230世帯)と式分方一丁目町会(約800世帯)を「生活排水対策モデル地区」とし、河川の水質調査を含めた生活排水対策の実践活動を行いました。また、環境フェスティバル、くらしの見直し展や小・中学校での出前講座などを通して、啓発活動を行いました。



「市民の会」による採水

#### ウ.工場・事業場への対応

市は水質汚濁防止法・環境確保条例に基づく届出の事前審査や指導を行い、水質汚濁の未然防止に努めています。また、工場及び事業場への立入検査を実施し、届出の内容、排水処理施設の状況、排水基準の遵守状況を確認しています。

水質検査を伴う立入調査結果(H17年度)

立入事業場数	水質検査回数	行政措置	
53	28	行政指導	1件
		改善命令	0件
		排水の一時停止命令	0件

## (2) 水循環の回復

地下水の涵養を図り河川流量の確保をめざし、雨水浸透施設等の設置を進め、健全な水循環を回復する取り組みを進めています。

### ア．公共事業における雨水貯留・雨水浸透対策

道路事業においては、雨水排水施設を整備するにあたり、地盤の保水機能を確保することを目的とした雨水浸透管、雨水浸透ますを設置しています。17年度は式分方町、散田町、美山町、石川町の計4ヶ所に設置しました。18年度については1ヶ所に設置する予定です。

また、歩道部分については透水性舗装を榎原町ほか4ヶ所、計2,147㎡について行いました。今後も、歩道部分については原則、透水性舗装を行っていきます。

公園施設においては流出防止のための雨水貯留施設、新設の市立小中学校では雨水浸透ます・雨水浸透管や雨水貯留施設の設置をしています。

年度	H13	H14	H15	H16	H17
透水性舗装面積	1,392	260	3,628	3,292	2,147
保水性ブロック舗装面積	0	0	0	299	0

### イ．雨水浸透施設等設置補助事業

健全な水循環に向けて、17年12月から雨水浸透施設等設置補助制度を開始しました。

建物の屋根に降った雨水を地中に浸透させやすくする、雨水浸透ますと雨水浸透管（浸透トレンチ）の設置に対する補助とともに、雨水を植木や庭への散水に有効利用できる雨水貯留槽の設置に対しても補助をしています。



雨水浸透ます



雨水貯留槽

## (3) 自然な水辺の回復

親しみのある自然な川を取り戻すために、市が管理する水路について自然に配慮した改修を進めています。

17年度には大雨による溢水を防止するための水路改修を行う際にも、自然に配慮したブロックを使用した工事を堀之内の水路工事で行いました。今後も安全面を考慮して可能な部分については、自然配慮型水路改修を取り入れていきます。

### 3. 評価

環境基本計画における5つの重点取り組みの内「水」の分野について、市の担当所管が総合評価したもの、を庁内環境調整委員会が総括評価し、その評価を環境推進会議において相互評価しています。

評価の段階は下表のとおりとなります。

大きな成果をあげた  
当初の目標を達成した  
今後努力が必要

#### 相互評価

##### <市の内部総括評価>

下水道を順調に整備し、接続促進についても積極展開を行っている点は評価できる。

さらに、合併処理浄化槽の設置について、広報等によるPRや戸別訪問など更なる促進に努めるべきである。

また、水循環の取り組みでは、透水性舗装の実施及び地下浸透施設の設置について、着実に推進しており評価できる。

今後は、雨水浸透推奨マップを活用し、宅地内における雨水浸透施設・貯留槽の設置普及事業とともに、庁内の連携した取り組みで、3つの推進地区における効果の検証に着手できるよう努められたい。

##### <環境推進会議での相互評価>

下水道が整備され、各家庭の接続により初めて効果を発揮するので、未水洗化家屋への接続促進を更に進めてほしい。

河川の水量確保を目的に展開している宅地内における雨水浸透ますや貯留槽の設置促進について、同施設の設置費用を補助するための制度を広く市民に周知するなど積極的なPRをお願いしたい。



北浅川のみどころ



水辺のかんきょう教室